

平成26年度子ども施策に関する意見書

石川県子ども政策審議会

県では、これまで「いしかわ子ども総合条例」及び「いしかわエンゼルプラン」を拠り所に、プレミアム・パスポート事業やマイ保育園登録事業、一般事業主行動計画の策定対象企業の拡大によるワークライフバランスの推進など、先駆的な取組を実施し、社会全体で子どもと子育てを支援する気運の醸成や仕組みの構築に取り組んできた。

現在、国でも「まち・ひと・しごと創生法」が制定されるなど人口減少対策に国を挙げて取り組んでいくとされている中、人口減少対策のうち自然減対策となる少子化対策について、県では「いしかわエンゼルプラン2010」に続く、今後5年間の少子化対策の基盤となる新たなエンゼルプランの策定作業が進められている。

この意見書が本県の今後の少子化対策に反映され、次代を担う子どもが健やかに成長するとともに、安心して子どもを産み育てることができる社会の形成に向け、更なる施策の充実につながることを期待する。

1 「子どもの最善の利益」の実現

子ども・子育て支援策の実施にあたっては、「いしかわ子ども総合条例」が掲げる、次代を担う子どもが多くの人との関わりの中で、健全な心身を形成し、自立した大人に成長していく社会の実現を目指すとの考えを基本に、常に当事者である「子どもの育ちの支援」という視点に立つことが重要である。とりわけ、大人に比べ社会的に弱い立場にある子どもにとって、最善の利益となるよう、全ての子どもが健やかな成長ができる社会の在り方が望まれる。

2 結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援

少子化に歯止めがかからない中、将来にわたり、子どもの元気な声がかどまし、活気あふれるふるさと石川を創造するためにも、結婚・

妊娠・出産・子育てといったライフステージの進展に応じた切れ目のない支援を行うことが重要である。

3 結婚支援の充実

結婚は基本的に個人の人生観に関わる問題であるが、結婚を希望しているが、異性に巡り会う機会がないという若者も多いことから、出会いの機会の創出や結婚に関する相談体制の充実、的確な情報提供など、市町や企業と連携しながら、結婚支援体制の充実を図るべきである。

4 母子の健康の確保及び増進

安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、今後も周産期医療体制や小児医療体制の整備を進めることが重要である。

また、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、市町とも連携を図りながら、広域的かつ専門的な立場から課題解決に向けた取組を充実させていくことが求められる。

加えて、広く県民に対し、妊娠前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図ることが重要である。

さらに、子どもを持ちたいのに子どもが出来ない場合に不妊治療を受けるケースが多くなっていることを踏まえ、高額な医療費がかかる不妊治療への経済的支援も含め、相談から治療までの支援の充実を図るべきである。

5 地域の子育て支援の充実・強化

本県は、保育所の普及率が全国トップクラスであり、大都市部のような待機児童問題もなく、保育サービスは量的に概ね充足している。一方で、多様化する保育ニーズに的確に対応するため、提供体制の充

実が求められていることから、県において、保育サービスの一層の質の向上に対し支援していくことが求められる。

また、核家族化や地域社会のつながりの希薄化が進む中で、子育て家庭を地域ぐるみで支援する環境づくりが重要である。

こうした中、保育所には、在園児やその保護者に対する支援だけでなく、在宅の子育て家庭に対する支援も含め、地域の身近な子育て支援の拠点として重要な役割を担うことが求められている。県では、在宅の子育て家庭に対する支援として、「マイ保育園登録事業」や子育て支援コーディネーターによる「子育て支援プランの作成」などに取り組んでいるが、今後とも、保育所を拠点とし、児童相談所など地域の様々な関係機関と連携を図り、子育て支援の取組をさらに推進していくことが重要である。

また、新制度において新たに実施される「利用者支援事業」においては、子どもや保護者にとって身近な場所等で、子どもや保護者のニーズに応じた必要な情報の提供や助言等を行うこととされているが、本県の子育て支援コーディネーターのこれまでの取組を活用できるよう適切に対応すべきである。

さらに、県では、働きながら子育てをする家庭が子どもの急な病気やけがなどの際に安心して子どもを預けることができるよう、病児・病後児保育の受入体制づくりを進めており、引き続き、就労と子育てが両立できる環境づくりを推進していくべきである。

6 子ども・子育て支援新制度への対応

平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度では、幼児教育・保育の一体的な提供と、地域の実情に応じた多様な子ども・子育て支援策の充実が図られるが、制度の着実な実施に向け、幼児教育・保育や、放課後児童クラブをはじめとする地域子ども・子育て支援事

業の従事者の確保や資質の向上のための施策を進めるべきである。

また、制度の施行後も、子育て家庭や子ども・子育て支援事業の関係者が混乱することがないように、市町と連携し、適時適切な情報提供を行うことが求められる。

7 子どもの健やかな育ちの支援

乳幼児期における情緒の安定や他者との関わりは、自立した大人に成長するための基礎であり、幼児期における基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達なども含め、発達段階に応じた対応がなされるよう努めるべきである。

また、子どもの放課後の遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブについては、運営時間の延長や指導員の質の向上に取り組んでいるところであるが、新制度においては運営基準が条例化され、質の確保が求められることから、安心・安全な運営が行われるとともに、指導員の更なる質の向上に向けた取組を含め、市町と連携し、子どもの心が豊かに育まれる環境づくりを推進していくべきである。

8 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

子どもの生きる力を育むため、青少年が将来の自立した生活に必要な幅広い知識と教養を身に付け、体力の向上を図り、及び健康な心身を形成することができるよう、教育環境の整備に努めるべきである。

また、子どもが地域の大人や異年齢の子どもたちと交流できる体験活動の場を提供するなど、地域社会全体で子どもを育てる体制の充実を図るべきである。

9 次代の親の育成

次代の親となる青少年が、子どもを生み育てることの意義等について

て理解を深めることが重要であり、乳幼児との触れ合いや、育児体験の機会の充実を図るべきである。

10 食育の推進

未来を担う子どもたちが、生涯にわたり健全な心身と豊かな人間性を育てていくために、あらゆる機会を通じて子どもたちの食育に取り組むことが重要であり、食育に対する県民の理解を深め、健全な食生活の実践につながるよう、更なる取組を進めるべきである。

11 社会的支援の必要性が高い子どもへの支援の拡充

子どもの虐待防止に向けて、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に今後も関係者が連携して取り組むことが重要である。

また、虐待を受けた児童等の社会的養護については、家庭的な生活環境のもと、愛され、大切にされているという実感の持てる緊密な人間関係が重要であることは言うまでもない。

里親やファミリーホームを推進するため、里親制度のより一層の普及啓発や里親等に対する研修の充実などに努めるとともに、児童養護施設等については、ケア単位の小規模化や地域分散化などに取り組み、それぞれの子どもに応じた養育の質の向上に努めていく必要がある。

また、障害のある子どもやその疑いのある子どもとその保護者に対して、医療、福祉、教育等の関係者が一体となって、相談・支援を行う体制を充実していくことが求められる。

12 ワークライフバランスの普及・定着

ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現は、働いている全ての人にとって重要な課題である。

子育て期において、親子がともに過ごす時間は、家族の絆を深める

とともに、子どもの成長にも大切な時間であり、ワークライフバランスの推進により、長時間労働や仕事優先となっている従来の働き方の見直しが求められる。

ワークライフバランスの実現には、仕事と生活が両立しやすい職場づくりが肝要であり、雇用する側、働く側双方の意識改革が不可欠である。

このため、県は、各企業におけるワークライフバランスの取組の拠り所である一般事業主行動計画の策定を、独自に50人以上の企業に義務付け、雇用環境の整備等を企業に働きかけてきたが、これらの企業が計画を策定するだけでなく、計画の着実な実行や内容の充実など「質の向上」に向け取り組むよう支援を行うとともに、県民のワークライフバランスに対する理解の促進に積極的に取り組むなど、ワークライフバランスの実現に向け、県民を挙げた取組をより一層強かに推進すべきである。